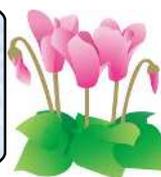


浜長保険センター安全だより(12月)

平成 30 年 12 月 5 日
浜長保険センター 第 25 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



早いもので、何かと気ぜわしい師走を迎えました。戌(いぬ)から亥(いのしし)にバトンタッチされ新年を迎えることになります。イノシシは万病を予防する力、「無病息災」の意味が込められているそうです。来年も素晴らしい年でありますように心からお祈り申し上げます。



交通ルールを理解し、実践することは、安全バリアを張ることに繋がります。時代の流れと共に、交通ルールも一部改正されています。

交通ルールは交通事故防止「虎の巻」と言えます。免許を取得した後も道路を利用する限り、安全を確保するためにも、交通ルールを理解し、道路で実践しましょう。

問1 歩行者に対する黄色信号の意味？ ドライバーも理解する必要があります！

1 黄色信号の意味

「歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかにその横断を終わるか、**又は横断をやめて引き返さなければならない。**」と規定されています。

この規定を理解していれば、前方歩行者は、「途中、引き返すかもしれない。」と予測が可能であり、自車の前を通過した後も引き続き、歩行者の動向を注視することになります。

交通ルールを正しく理解していないと「引き返さないだろう」と自己流の勝手な判断をすることは危険です。



問2 横断歩道のない交差点も歩行者が優先します！

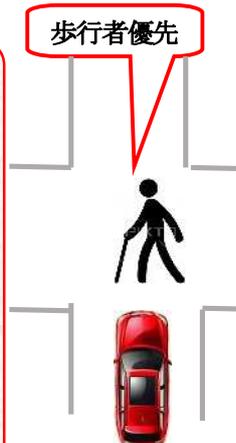
1 「交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。」と規定されています。

(道交法第38条の2)

この規定は、横断中の歩行者に対する一時停止の必要はありませんが、歩行者の通行を妨げてはならないのであり、横断歩道がないからといって、警音器を鳴らし、歩行者を立ち止まらせることは「横断歩行者妨害等違反」に該当します。

(反則金 普通車 8千円 点数2点)

2 横断歩道がなくても、交差点は歩行者が優先すると理解しておれば、歩行者の通行を妨げないよう、減速、徐行、一時停止をすることになります。



問3 歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔を保つか、又は徐行しなければなりません！

1 「歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。」と規定されています。これに違反すると安全間隔保持義務違反(道交法第18条第2項)

(反則金 普通車7千円 点数2点)

2 「安全な間隔」は最低1メートルと解され、安全な間隔が保持できないときは、徐行するという二者択一的な義務があります。間隔を保つか、又は徐行により歩行者との接触防止、自動車接近による歩行者の狼狽・驚愕による転倒事故の防止にも繋がります。減速、徐行又は一時停止



～思いやり 増えた分だけ 事故は減る ～ 兵交協だより